

郡山市宿泊施設等環境整備支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍による観光客の減少及び国際情勢の変化による資源価格上昇に伴う物価高騰等の状況の中、宿泊事業者が行う新たな顧客需要の開拓及び収益力の向上の取り組みを支援することにより当該事業者の経営の継続及び安定化を図るため、宿泊施設等の高付加価値化を伴う環境整備を行う者に対して、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 宿泊施設等 次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 宿泊事業者が所有又は管理する旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けた同法第2条第2項又は第3項に規定する営業のための施設。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に掲げる店舗型性風俗特殊営業を行っている施設及びこれに類する営業を行う施設は除く。

イ 観光地域づくり法人（DMO）の登録を受ける一般社団法人郡山市観光協会の観光誘客事業に参画する施設。

(2) 高付加価値化を伴う環境整備 新たな顧客需要の開拓及び収益力の向上に資するテレワーク等を活用した行楽地、温泉地等普段とは異なる場所で仕事を行うこと等長期滞在需要への対応、個人手配型旅行の需要及び外国人の受け入れへの対応またはエネルギーの消費効率改善を図るために行う宿泊施設等の改修並びにこれらの対応に資する備品の購入をいう。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内の宿泊施設等をこの要綱による補助金の交付申請時において、継続して1年以上営業する者

(2) 事業を行うに当たり必要な官公署の許可若しくは認可を受け、又は届出を行っている者

(3) 市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していない者

(4) 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者に該当していない者

(補助金の交付の対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定める経費で、次の各号に該当する経費を除いたものとする。

(1) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額

(2) 他の補助金の交付の対象となる経費

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、1宿泊施設等当たり200万円を限度とする。

3 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は事業内容書(第1号様式)とし、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は収支予算書(第2号様式)とし、同条第3号のその他市長が必要と認めて指示する書類は同意書兼誓約書(第3号様式)とする。

(軽微な変更の範囲)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の交付を決定した額の増額を伴わない変更

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (2) 市長が必要に応じて行う調査に協力すること。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、当該完了の日から30日以内又は令和6年2月28日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条のその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支決算書(第4号様式)
- (2) 契約書又は注文書の写し
- (3) 納品書又は施工業者発行の完了届の写し
- (4) 事業に係る設置又は施工前後の写真
- (5) 領収書等支出の内容が確認できる書類
- (6) 補助金の振込先口座の通帳の写し

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(財産処分の制限)

第10条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表に定められている財

産の耐用年数等に相当する期間とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月15日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	区分	補助対象経費の内容
宿泊施設等の高付加価値化に伴う環境整備に要する経費	工事請負費	施設・設備及び宿泊施設等と一体的に利用している駐車場の改修に係る設計、施工、施工管理等に要する経費
	備品購入費	耐用年数が概ね2年以上かつ取得価格が10万円以上の物品